

川棚町まちづくり団体支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、町内を活動の範囲とする団体等が自らの企画提案により行うまちづくり活動に要する経費について、当該団体等に対し、予算の範囲内において川棚町まちづくり団体支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては川棚町補助金等交付規則（平成2年規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす団体であって、自らの提案により第3条に掲げる事業を行うものとする。

(1) 町内に活動拠点を置く団体であること。

(2) 5人以上で、かつ、おおむね町民で構成されている団体であること。

2 前項の規定にかかわらず本町から他の制度による補助金等を受けている団体は補助対象団体としない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が、当該年度に完了するものであって、町の区域内において実施する、次に掲げる事業とする。

(1) まちづくりのためのイベント開催事業

(2) まちづくり組織の育成強化に関する事業

(3) 特産品の開発・地場産業の育成に関する事業

(4) その他町長がまちづくりの推進に資すると認めた事業

(補助対象除外事業)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助対象事業としない。

(1) 営利を目的とした収益事業

(2) 他の助成制度に基づき、補助を受けている事業

(3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする事業

(4) 法令に違反する事業

(5) 川棚町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が関係する事業

(6) その他町長が適当でないとする事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に直接必要な経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 団体の構成員に対する人件費
- (2) 団体の運営に関する経常的な経費
- (3) 団体の親睦のための飲食費
- (4) 取得単価が5万円を超える備品購入費
- (5) 不動産及びその附属物の取得に要する経費
- (6) その他町長が適当でないとする経費

(補助対象期間等)

第6条 補助対象期間は単年度とし、同一事業への補助金交付は3年を限度とする。

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、1団体あたり20万円を限度とする。

2 前項の規定による補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

3 補助金の申請は1団体あたり年度内1回かつ1事業とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助対象団体が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定による補助金交付申請書を事業の実施前に町長に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要とする書類

(補助金の交付の決定)

第9条 町長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第5条による補助金の交付の決定をするものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けたものは、事業完了後1月以内に規則第13条の規定による実績報告書を町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支精算書
- (3) その他町長が必要とする書類

(概算払)

第11条 補助金は概算払いにより交付することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。